

国土強靱化地域計画の策定について

大規模な自然災害に備えた防災・減災を着実に推進するため、国土強靱化基本法に基づき、強靱化に向けた取組の指針として、国土強靱化地域計画を策定する。

1 内容

台風や土砂災害、地震など本県で想定される大規模自然災害に備え、事前防災・減災対策を進めるために必要な各分野の取組を幅広く検討し、国の国土強靱化基本計画と調和のとれた推進方針を取りまとめ。

2 対象とする取組

県の取組に加え、市町、関係機関等の取組も対象とし、耐震化等の「ハード対策」や防災教育等の「ソフト対策」の両面から、今後必要となる取組を検討。

3 計画の策定体制

(1) 専門部会の設置

市町・関係機関等と連携・協力した策定体制を整備するため、防災会議の下に、関係機関、専門家で構成する「国土強靱化地域計画専門部会」を設置。

◇所掌事務：地域計画案に係る意見（脆弱性の分析・評価、分野別の推進方針等）

(2) 庁内組織の設置

全庁的な体制で計画を策定するため、各部局の主管課長等からなる「山口県国土強靱化地域計画推進会議」を設置。

4 計画期間

計画期間は国のガイドラインに基づき、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年とし、国の基本計画と同様に5年ごとに見直し。

国土強靱化基本法の概要

◇国土強靱化とは（国土強靱化基本法第1条）

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する **大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり**

国土強靱化基本法（H25.12成立・公布）の概要

<目的・基本理念>

○明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて必要な施策を策定し、計画に定める。

<地方公共団体の責務>

○地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

<関係者相互の連携及び協力>

○国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら、協力するよう努めなければならない。

<基本方針（目標）>

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

国土強靱化基本計画の策定

・国土強靱化に係る国の他の計画の指針となるべきもの [政府が作成：H26.6閣議決定]

○施策分野ごとの推進方針

(例)

【住宅・都市】

密集市街地の火災対策等

【エネルギー】

地域間相互融通能力の強化等

【情報通信】

長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

【交通・物流】

交通・物流施設の耐災害性の向上等

【国土保全】

防災施設の整備等のハード対策、警戒避難体制の整備等のソフト対策等

脆弱性
評価の
結果に
基づき
策定

脆弱性評価の実施（H25.12～H26.3）

○想定するリスク：大規模自然災害

○脆弱性評価

- ・計画の対象として、個別施策分野と横断的分野を特定
(例) 住宅・都市、エネルギー、情報通信
交通・物流、国土保全等
- ・「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群をプログラムとして整理
- ・現状の脆弱性をプログラムごと及び施策分野ごとに分析・評価

調和

国土強靱化地域計画の策定

- ・県・市町は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができる。
- ・地域計画は、基本計画と調和が保たれたものでなければならない。

○計画は概ね5年ごとに見直し

山口県国土強靱化地域計画 策定手順

